

令和 4 年

第 4 回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和4年第4回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和4年3月24日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後3時35分

5 出席者 教育長 安田 浩幸

委 員 岩佐 信宏

大塚和歌子

伊勢 昌弘

吉村 昌之

奥 真由美

6 説明のための出席者

教育次長

石川 定人

教育次長

石川 政昭

総務課長

元野 隆史

義務教育課長

和田 渉

高校教育課長

渡辺 勉

特別支援教育課長

佐々木孝紀

文化財保護室長

武藤 祐浩

7 会議に付した事項

報告第3号 教育庁等職員の任免についての専決処分報告

議案第5号 教職員の懲戒処分について

議案第6号 教職員の懲戒処分について

議案第7号 教職員の懲戒処分について

議案第8号 秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について

議案第9号 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第10号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について

議案第11号 秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

議案第12号 秋田県指定文化財の指定等について

8 承認又は可決した事項

報告第3号 教育庁等職員の任免についての専決処分報告

議案第5号 教職員の懲戒処分について

議案第6号 教職員の懲戒処分について

議案第7号 教職員の懲戒処分について

議案第8号 秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について

議案第9号 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第10号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について

議案第 1 1 号 秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について
議案第 1 2 号 秋田県指定文化財の指定等について

9 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和 4 年第 4 回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は、2 番大塚委員と 3 番伊勢委員にお願いします。

審議に入る前に、議事の進行についてですが、議案第 5 号から第 7 号の「教職員の懲戒処分について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし

【安田教育長】

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、報告第 3 号「教育庁等職員の任免についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第 3 号「教育庁等職員の任免についての専決処分報告について」説明概要

- ・ 3 月 1 8 日の知事部局の二次内示を受け、直ちに教育委員会の中で同人事異動を決定する必要があったが、委員会を開く「いとま」がなかったため、『秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則第 4 条第 1 項の規定』により、教育長が同日付けで専決処分したもの。
- ・ 対象職員は、知事部局から教育委員会に出向している課長級以上の職員。

【安田教育長】

報告第 3 号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

特になければ、承認してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、報告第 3 号を承認します。

次に、議案第 8 号「秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第 8 号「秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について」説明概要

- ・ 当該審議会はいじめの防止等の対策に関する重要事項を調査・審議するもので、現在の委員の任期が令和 4 年 3 月 31 日をもって満了するため、その後任の委員を任命する。
- ・ 新しい委員候補者は資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

分野別には法律、医療、心理、教育のそれぞれ専門の方がいらっしゃいますが、地域別に見ると全て中央地区になっています。特に地域バランスは配慮する必要がないということなのでしょうか。

【高校教育課長】

それぞれの専門分野におけるスペシャリストを依頼していますので、地域バランスはあまり重視していません。

【奥委員】

法律、医療、心理の分野の方につきましては、今の肩書きなどからいじめ問題との関連性が分かるのですが、教育の方は、こういった観点から選ばれたのでしょうか。

【高校教育課長】

この方は、元中学校長で、県の中学校長会の会長も務めていました。義務教育関係の校長経験者ですので、現場の問題にも明るいと考えるをお願いしたところであります。

【大塚委員】

重大ないじめ事案を調査する第三者委員会の委員もこの方たちが担うのでしょうか。とても大きな問題を抱えることになると思いますが、4 人だけで十分なのでしょうか。

【高校教育課長】

この「いじめ問題対策審議会」は、いじめの防止等のための対策について県教育委員会の諮問に応じ、調査審議するものであります。実際に第三者委員会で調査や報告書の作成を行う場合は、同じ方が関わる場合もありますが、調査委員という形で別の方もお願いして組織することになります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第8号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第8号を原案どおり可決します。

次に、議案第9号「秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第9号「秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 高等学校の学習指導要領の改訂により、「総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）」が「総合的な探究の時間」に改められ、令和元年度から先行実施されてきたが、令和4年度からは全ての生徒が「総合的な探究の時間」を履修することから、本規則でも様式中の教科の名称を改める。
- ・ 職員定数の減少により舎監一人当たりの業務量が増加していることから、負担軽減を図るために、教諭以外の教育職にある常勤の職員を舎監に任命できるようにする。
- ・ 船長及び機関長の職は、技能職に準ずる扱いとしていたが、令和4年度に船長2名を新たに採用することを機に、管理規則で明確に規定する。
- ・ 決裁者の押印を必要としていた様式を改め、押印を省略できるようにする。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

船長の職務に、「上司の命を受けて」とあるが、この場合の上司とは誰のことを指すのでしょうか。機関長の職務にも同じ文言がありますが、こちらは船長も含むのでしょうか。

【高校教育課長】

通常は、校長のことを指します。ただし、船の上では船長が上司となりますので、船長の命により動くことになります。

【吉村委員】

船長及び機関長の職を明確に規定するということですが、役職で言うところのクラスに相当するのでしょうか。

【高校教育課長】

管理職ではないです。技能職の一つの役職になります。

【吉村委員】

負担軽減のために舎監に充てられる職を拡大するということですが、そうすると新たに負担を強いられる人が出てくると思うのですが、そのあたりは配慮されているのでしょうか。

【高校教育課長】

これまでは男性教諭だけに舎監をお願いしていました。人事委員会の指導で、一週間に2回以上舎監業務をしてはならないことになっており、対象とする職を広げることで、一週間に1回程度の舎監業務で済むように、寮のある4校については教員配置等も含めて配慮しております。

【岩佐委員】

舎監というのは当直のようなものであって、寮長さんのようなものではないという理解でよろしいでしょうか。

【高校教育課長】

舎監は、寮に泊まって、夜の点呼や、食事の様子の確認、寮内の安全点検などを行い、毎日校長が確認する舎監日誌を記入します。業務に従事した際には舎監手当も出ています。

【奥委員】

寮のある4校と、寮に入っている生徒数を教えてください。

【高校教育課長】

秋田北鷹高校、能代科学技術高校、男鹿海洋高校、雄物川高校にあります。能代科学技術と雄物川は、ほぼ部活動の生徒が入寮しています。男鹿海洋高校に関しては県唯一の水産高校ですので、県内全域から生徒が集まっていますし、他県から来ている生徒もいます。秋田北鷹高校は、もともと農業科があったこともあり、鹿角地区など広域から生徒が来ているため、寮を設置しています。

寮にいる生徒の人数は、後ほどお知らせします。

【奥委員】

寮はこれから増えることはないと思いますが、前からある寮には今も入りたい生徒がいるということで運営を続けていらっしゃるということでしょうか。

【高校教育課長】

寮の建設や維持には多額の費用がかかりますので、今後新しいものを作ることは難しいと思っています。今ある４校は、きちんと生徒たちが寮生活を送れるように支援を続けてまいります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第９号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第９号を原案どおり可決します。

次に、議案第１０号「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第１０号「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 成年年齢が１８歳に引き下げられることに伴い、未成年及び成年の保護者について条文中に規定するもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

「保護者」の定義を詳述するようになっていますが、これはどのような意図があつてつけたのですか。

【高校教育課長】

１８歳で成人すると親権に服さなくなるため、成年の保護者を定義するものです。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第１０号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第１０号を原案どおり可決します。

次に、議案第１１号「秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

議案第１１号「秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 成年年齢が１８歳に引き下げられることに伴い、未成年及び成年の保護者について条文中に規定するもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第１１号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 11 号を原案どおり可決します。

次に、議案第 12 号「秋田県指定文化財の指定等について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第 12 号「秋田県指定文化財の指定等について」説明概要

- ・ 第 96 回秋田県文化財保護審議会において、「平福穂庵筆緑蔭清談」、「吉川五明稿本類並びに関係資料」の 2 件を秋田県指定文化財に指定すること、また、「五明文庫（吉川五明稿本類並びに関係資料）」について名称を変更することが適当であることの答申があったため、この指定等について、議決を得る必要があるもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第 12 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 12 号を原案どおり可決します。

ここで、「5 その他」として何かございませんか。

特に（他に）なければ、議案第 5 号から第 7 号については、人事案件であることから秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、秋田県教育委員会会議規則第 25 条により秘密会といたします。傍聴の方は退室をお願いします。

※秘密会のまま終了